

令和5年11月20日

野木町農業委員会第5回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第5回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年11月20日(月) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 8番 柿 沼 誠
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一
 - 3番 渡 邊 初 枝 4番 小 林 剛
 - 5番 加 藤 知 子 6番 須 見 和 男
 - 7番 古 澤 清一郎
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 - 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
 - 報告第6号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前10時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木 誠委員、2番 酒井 吉一委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第1号 受付番号46について説明。

受付番号46

野木 4筆 2, 246 m² 登記簿及び現況ともに 畑

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の設定 贈与による所有権移転

事由の概要 新規就農のため

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 受付番号46について、11月13日（月）午後2時、5番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに代理人立ち合いのもと現地調査を行った。調査内容について報告いたします。野渡在住の譲渡人A氏92歳が規模縮小のため、同じく野渡在住の譲受人B氏54歳に贈与により所有権移転のための申請です。B氏は新規就農をするため、B氏の父であるA氏が所有する農地4筆を贈与により取得によるものです。申請農地4筆の内、1筆にサツマイモを作付け予定です。その農地の杭の確認をしたところ、北側2カ所側は確認できたが、道路側に沿った2カ所は確認できなかった。南隣の申請地1筆はネギを作付け予定です。その農地の杭を確認したところ、道路側は確認できたが、南側は確認できなかった。この2筆の畑はきれいに整地されていた。残り申請地2筆は区切りがなく1筆の畑になっており、ジャガイモを作付け予定です。土が飛ばないように冬菜が蒔いてあった。杭の確認ですが道路の西側2カ所の杭が確認できなかった。

主に農業に従事する方はB氏のほか、B氏の子供2人と姉夫婦計5名です。作物はジャガイモ、サツマイモ、ネギの予定です。資料の営農計画書

及び誓約書はお目通しください。

現在、B氏は会社に勤めている。野渡地区推進委員に確認したところ、とても農業に意欲的とのこと。農機具保有状況ではトラクターは購入し、自宅で保管していることを確認した。また、軽トラックは実家所有のものを借用するとのこと。B氏が実家の農地で農業をやることに支障はないと思われる。境界杭の印は調査に必要であることを立会人に伝えた。以上調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

質疑はないか諮った。

営農計画書で「JAおやま及びのぎ松原大橋直売所への出荷」や「JAおやまへの加入検討」が記載されているが、組合員になることを調査委員に確認。

3番委員

組合員になる。

議 長

質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員

調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思います。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

他に質疑はないか諮った。

1番委員

3番委員の調査報告で野渡地区推進委員よりB氏が農業に意欲がある旨の内容がありましたが、営農計画書の「その他参考となるべき事項」欄に「野木町で農業を営んでいる知人」と記載されている知人とは野渡地区推進委員のことですか。

3番委員

B氏は頻繁に作付けやその他農業についての内容を野渡地区担当推進委員に聞いているようです。

議 長

他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第1号 受付番46について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に同じく議案第1号 受付番号49号、第50号については関連があるため、一括して事務局の説明を求めた。

事務局

議案第1号 受付番号49について説明。

受付番号49

川田 2筆 計 2, 278 m² 登記簿及び現況 田及び畑

譲渡人 C氏

譲受人 D氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 農業経営規模拡大のため

受付番号50

川田 1筆 計 926 m² 登記簿及び現況 田

譲渡人 E氏

譲受人 D氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 農業経営規模拡大のため

議長

川田地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員

まず、受付番号49及び受付番号50について、11月10日（金）2番委員、地元担当9番委員、地元推進委員とともに譲受人立ち合いのもと現地調査を行った。調査内容について報告いたします。譲渡人C氏65歳は川田3自治会の農家で、規模縮小のため農地を売買するものです。譲受人D氏33歳は川田1自治会の経営規模21haの米麦農家です。今回、規模拡大のため申請地を自作地として耕作するため買受けるものです。申請地2筆は以前よりD氏がC氏より借受けており、米麦を作付けしていません。

次に、受付番号50について報告いたします。譲受人E氏75歳は川田2自治会の農家で、規模縮小のため農地を売買するものです。譲受人D氏は受付番号49でご説明したとおりです。D氏の家族構成は母親、妻、子供3人です。12月に子供の出産を予定しているため、当分の間、農作業はD氏ひとりで行う予定です。以上調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑はないか諮った。

土地改良実施後、8年間は農地の移動をすることが出来ないことについて事務局に確認。

事務局 農地転用の場合、甲種農地は8年経過後ではないと移動できない。しかし、同集落の農家の方が農地で購入の場合は問題ない。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9番委員 調査委員の調査報告のとおり、また、土地改良実施後の農地移動に関しても、先ほど事務局から説明がありましたので何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第1号 受付番49及び受付番号50について許可することことに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第2号 受付番号48について説明。

受付番号48

野渡 1筆 383㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 F氏

譲請人 持分1/2 G氏 ・ 持分1/2 H氏

権利の設定 贈与による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

5番委員 11月13日(月)3番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は、野渡在住会社員の譲渡人F氏42歳所有の農地を家族で隣地に住む、譲渡人の妹である会社員の譲受人(持分1/2)G氏40歳、譲渡人の母親である譲受人(持分1/2)H氏70歳が贈与による所有権を取得し、住宅敷地とするための農地法第5条申請であります。譲受人は現在、母親と2人暮らしで、母親が高齢になったこと。また、建物も古くなり手狭になってきたため、住み替えを検討したところ、隣接に住んでいる譲渡人である兄に相談したところ、申請地の提供を受けた。母親が住居建設の仮住まいに不安を持っているが、申請地が現在の住まいに近いところに住宅が建設できる。また、将来、介護が必要となった時、大きな車両が

出入りできる前面道路があること、現在の生活環境の変化が無いことなどを考慮して申請地に住宅を建築したいとのことでした。

申請地はきれいに整地されており、境界の杭も確認できた。公共の上下水道の接続もあり、雨水は敷地内に浸透枿を設置し民地に流れないように対処される。申請地の近くにはマーケットシティ古河があり生活に不便はない。周辺もすでに住宅地で隣接地の同意も得ている。隣接地への防除対策も十分で、開発許可の手続きも併せて行っている。申請地の農地区分は第3種農地であり許可が適当と思われる。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われま

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号48について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に議案第3号 非農地証明願について議長が願出人の為、議長を職務代理人と交替することを告げた。

職務代理人 議案第3号 非農地証明願について9番委員が願出人の為、退席を告げた。
(9番委員退席)

職務代理人 議案第3号 非農地証明願について事務局の説明を求めた

事務局 議案第3号 受付番号44について説明
川田 1筆 1,381㎡ 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 I氏
事由の概要 47年前より住宅敷地として一体的に利用している。また、近隣住民から20年以上前より住宅として一体的に利用されている旨の証明も添付している。

職務代理人 川田地区担当調査員の報告を求めた。

2番委員 11月10日(金)6番委員、地元担当8番委員、地元推進委員とともに

に現地調査を行った結果を報告した。

願出人 I 氏は川田地区の野菜を中心とした専業農家です。願出地は 47 年前より住宅敷地として使用されており、現在は農機具の種類も多くなり、機械の格納庫として使用されている。また、令和 5 年度の地籍調査により宅地との境界ブレが判明したため申請に至った。よって、非農地として何ら問題はないと思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理者 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

8 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われます。

職務代理者 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 3 号 受付番号 44 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
議案第 3 号議案の審議が終了により 9 番委員の入室を告げ、議長の交替を告げた。

議 長 議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第 4 号について説明。

整理番号 5-62

更新中谷 3 筆 計 1,381 m² 現況 田

設定をする者 J 氏

設定を受ける者 K 氏

利用権の種類 賃借権

期 間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日

借 賃 全面積で米 30 kg

借賃の支払期限 毎年 12 月末日までに支払い

整理番号 5-63

更新友沼 2 筆 計 5,581 m² 現況 田及び畑

設定をする者 L 氏

設定を受ける者 M 氏

利用権の種類 賃借権

期 間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日

借 賃 全面積で 40,000 円

借賃の支払期限 毎年1月末日までに支払い

整理番号5-64

更新友沼 2筆 計2,287㎡ 現況 田及び畑
設定をする者 L氏
設定を受ける者 N氏
利用権の種類 賃借権及び使用貸借権
期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日
借賃 10aあたり 10,000円
借賃の支払期限 毎年1月末日までに支払い

整理番号5-65

更新南赤塚 2筆 計3,427㎡ 現況 田
中谷 5筆 計3,626㎡ 現況 田
設定をする者 O氏
設定を受ける者 P氏
利用権の種類 賃借権及び使用貸借権
期間 令和5年12月1日から令和8年11月30日
借賃 全面積で29,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-66

新規友沼 1筆 372㎡ 現況 田
設定をする者 Q氏
設定を受ける者 R氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

整理番号5-67

新規佐川野 1筆 1,235㎡ 現況 田
設定をする者 S氏
設定を受ける者 T氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

整理番号5-68

更新友沼 2筆 計7,041㎡ 現況 田

設定をする者 L 氏
設定を受ける者 U 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日
借 賃 10aあたり10,000円
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-69

新規若林 1筆 997m² 現況 田
設定をする者 V 氏
設定を受ける者 W 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日
借 賃 10aあたり5,000円
借賃の支払期限 毎年12月20日までに支払い

整理番号5-70

更新友沼 2筆 計4,333m² 現況 田
設定をする者 L 氏
設定を受ける者 R 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日
借 賃 10aあたり10,000円
借賃の支払期限 毎年12月30日までに支払い

整理番号5-71

更新野木 1筆 5,607m² 現況 田
設定をする者 X 氏
設定を受ける者 Y 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年12月1日から令和8年11月30日
借 賃 10aあたり米1俵
借賃の支払期限 毎年11月30日までに支払い

整理番号5-72

新規若林 3筆 計9,069m² 現況 田
設定をする者 Z 氏

設定を受ける者 a 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和15年11月30日

整理番号5-73

更 新 南赤塚 3 筆 計2,068㎡ 現況 田
設定をする者 b 氏
設定を受ける者 c 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和15年11月30日

整理番号5-74

新 規 若 林 2 筆 計998㎡ 現況 畑
設定をする者 d 氏
設定を受ける者 e 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

整理番号5-75

更 新 友 沼 3 筆 計14,643㎡ 現況 田
設定をする者 f 氏
設定を受ける者 g 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日
借 賃 10aあたり10,000円
借賃の支払期限 毎年12月30日までに支払い

整理番号5-76

新 規 南赤塚 1 筆 840㎡ 現況 田
設定をする者 h 氏
設定を受ける者 i 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

整理番号5-77

新 規 南赤塚 1 筆 863㎡ 現況 田
設定をする者 j 氏

設定を受ける者 i 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

整理番号5-78

新規 南赤塚 1 筆 714 m² 現況 田
設定をする者 k 氏
設定を受ける者 i 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和5年12月1日から令和10年11月30日

議 長 質疑がないか諮った。
賃借の場合の借賃料は田又は畑によってまちまちであるが土地改良費や水利費及び電気料等を含んだ借賃料と思われるが、使用貸借権の場合、その料金等は借人が負担する旨を確認した。

1 番委員 私が使用貸借権で農地を借りている場所は土地改良費、水利費及び電気代等の支払は借人側で負担している。

議 長 他に質疑がないか諮った。
質疑がないため、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事 務 局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号123

丸 林 2筆 計767.16 m² 登記簿 宅地及び畑
現 況 畑

権利を取得した者 0 氏
取得日 令和4年12月28日
取得した権利 相続による所有権

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号47

丸林 1筆 370.16㎡ 登記簿 宅地・現況 畑
届出人 〇氏
事由の概要 駐車場敷地

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号45

南赤塚 1筆 491㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 C氏
譲受人 m氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 所有権移転

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号108

野木 1筆 710㎡ 登記簿・現況ともに 畑
賃貸人 m氏
賃借人 O(株)
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和5年9月19日

受付番号115

潤島 1筆 1,160㎡ 登記簿 畑・現況 田

賃貸人 p 氏
賃借人 q 氏
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和5年10月31日

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第5号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について説明。
受付番号110
友沼 1筆 163㎡ 登記簿・現況ともに 畑
届出人 r 氏
事由の概要 農業用倉庫

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第6号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第6号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。
受付番号43
届出者 s 氏
変更前の経営責任者 s 氏
変更後の経営責任者 t 氏
変更理由 経営移譲のため

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第4号、報告第1号から第6号のすべての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農地の貸借について

議長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時)